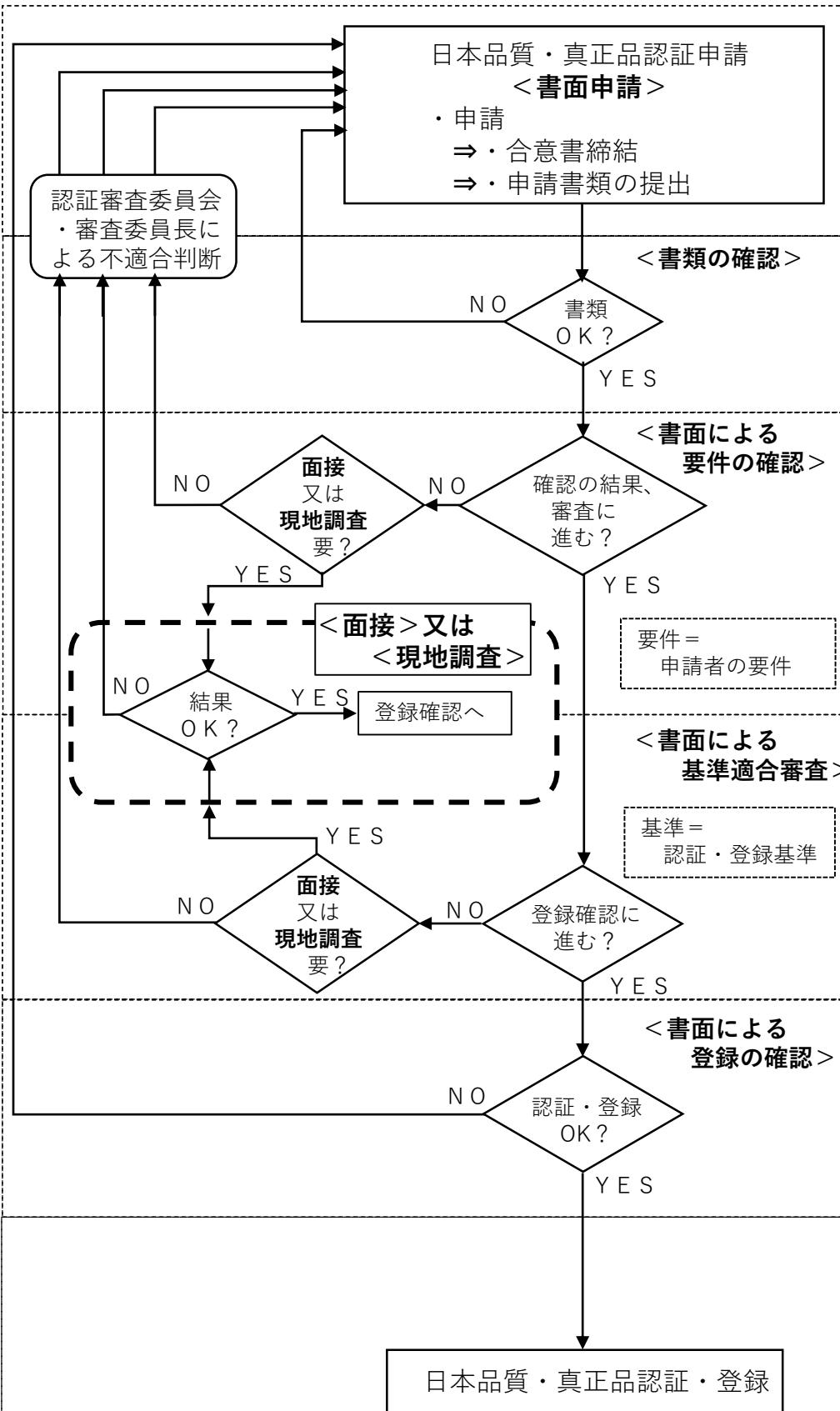


日本品質・真正品認証・登録 実施要領 別表1.

『認証登録に向けた審査の流れ』



申請

事務局確認

申請者の要件確認

認証審査

登録確認

登録

認証・登録の申請者

①申請書（別添様式1）による申請。
 ↓
 ⑥認証・登録合意書を提出（合意書締結）。
 ↓
 以下の申請書類を真正品認証事務局宛に提出。
 ②申請者提出書類(別添様式2)、③整理表(別添様式3)
 ④添付書類、⑤申請者の概要

・真正品認証事務局からの審査料請求に基づく審査料の支払い（銀行指定口座への振り込み）。
 ・不足書類の準備・提出。
 ・内容等への質問等に対する対応。

・真正品認証審査委員会からの質問等に対する対応。
 （認証審査委員会の求めに応じて、面接又は現地調査に対応。）

・真正品認証審査委員会からの質問等に対する対応。
 （認証審査委員会の求めに応じて、面接又は現地調査に対応。）

・真正品認証審査委員会からの質問等に対する対応。

・日本品質・真正品登録の登録料の支払い。
 （銀行指定口座への振り込み）
 ↓
 ・日本品質・真正品認証・登録証の受領。

**真正品認証事務局
真正品認証委員会**

○真正品認証事務局
 ・申請を受け⑥認証・登録合意書を申請者に送付。

○真正品認証事務局
 ・審査料請求書を申請者に送付。
 ・申請書等の書類を確認。不足書類の準備と提出を依頼。
 ・必要な場合、書類の内容に関し申請者に質問。

○真正品認証審査委員会
 ・申請書等の書類を用い、審査員が、書面により、申請者の要件が満たされているか否かの検討と確認を実施。
 ・必要な場合、申請者の要件に係る事柄について、申請者に質問。
 ・必要な場合、面接又は現地調査を実施。

○真正品認証審査委員会
 ・申請書等の書類を用い、審査員及び技術専門員が、書面により、認証・登録の基準が満たされているか否かの審査を実施。
 ・必要な場合、認証・登録の基準に係る事柄について、申請者に質問。
 ・必要な場合、面接又は現地調査を実施。

○真正品認証審査委員会
 ・認証審査の結果に基づき、審査委員長等が、認証・登録の可否を最終的に判断、確認。
 ・必要に応じて、認証・登録確認に必要な事項について、申請者に質問。

○真正品認証事務局
 ・認証審査委員会での判断に基づき、申請者に審査結果を通知。
 ・認証・登録可とされた申請者には、「日本品質・真正品登録の登録料請求書」「認証マークの使用規程」等資料一式を送付。
 ↓
 ・申請者による登録料の支払いの確認の後、登録日を認定し、日本品質・真正品認証・登録証を発行。